

熊野白浜リゾート空港利用修学旅行等支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 熊野白浜リゾート空港地域振興委員会（以下「委員会」という。）は、熊野白浜リゾート空港の利用促進を図るため、和歌山県内の学校が同空港を利用して実施する修学旅行等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいう。
- (2) 修学旅行等とは、学校行事及び課外活動として実施する修学旅行、クラブ活動、研修旅行等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 県内の学校
- (2) 県内の学校が属する教育委員会
- (3) 県内の学校の修学旅行等を手配する旅行業者

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次の全てに該当する修学旅行等とする。

- (1) 熊野白浜リゾート空港を離着陸する定期航空路線を往復又は片道で利用する修学旅行等であること。
- (2) 修学旅行等を実施する日の属する年度の前年度及び前々年度において、熊野白浜リゾート空港を利用した修学旅行等の実施実績を有しない学校が実施するものであること。

(補助金、補助対象経費及び補助限度額)

第5条 補助金、補助対象経費及び補助限度額は、次のとおりとする。

区分	補助対象経費	補助金額	補助限度額 (1校当たり)
熊野白浜リゾート空港を離着陸する定期航空路線を往復で利用する場合	熊野白浜リゾート空港との送迎に係る往復分の貸切バス経費	補助対象経費の2分の1	50,000円
熊野白浜リゾート空港を離着陸する定期航空路線を片道で利用する場合	熊野白浜リゾート空港との送迎に係る片道分の貸切バス経費	補助対象経費の2分の1	25,000円

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 補助金は予算額の範囲内で交付するものとし、交付額の調整を行う場合がある。
(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、修学旅行等の出発日の1週間前までに委員会会長（以下「会長」という。）に補助金交付申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。ただし、令和8年4月1日から同年6月30日までの期間に実施する修学旅行等については、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の決定に際し、必要な条件を付すことができる。
(交付の除外要件)

第8条 会長は、申請者（法人にあっては、その役員を含む。）が和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を有する者に該当する場合、その他会長が不適当と認める場合は、交付の決定を行わない。

(変更等及び中止)

第9条 第7条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするとき、補助事業に要する経費の変更をしようとするとき及び補助事業を中止しようとするときは、速やかに変更（中止）承認申請書（別記第3号様式）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書（別記第4号様式）を会長に提出しなければならない。

(額の確定)

第11条 会長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第5号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払い)

第12条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書（別記第6号様式）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、適正な請求書を受理したときは、補助金を支払うものとする。

(帳簿の備付け)

第13条 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿及び証拠書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 会長は、補助事業者が虚偽又はその他不正の手段により補助金の交付を受けた

ことが判明した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(事業の終了)

第15条 補助金の交付申請額が予算額に達した場合は、その時点で本事業を終了する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年6月1日から施行し、令和8年度の事業から適用する。
- 2 令和6年度熊野白浜リゾート空港利用修学旅行等支援事業助成金交付要綱（令和6年度制定）は、廃止する。

年 月 日

熊野白浜リゾート空港地域振興委員会会長 様

（申請者）所在地 〒 -
名称
代表者職氏名
電話番号
担当者

熊野白浜リゾート空港利用修学旅行等支援事業補助金交付申請書

熊野白浜リゾート空港利用修学旅行等支援事業補助金交付申請書に基づく補助金の交付を受けたいので、同要綱第6条の規定により、交付申請書を提出します。

記

1 事業の名称

熊野白浜リゾート空港利用修学旅行等支援事業

2 交付申請金額

金 円

3 添付書類

（1）旅行の行程表

（日時、集合・解散場所、貸切バス利用区間、利用航空会社・便名、訪問地、取扱旅行業者等を明記したもの）

（2）参加者情報

（学校名、参加人数、貸切バス利用単位等を明記したもの）

（3）貸切バス代に係る見積書の写し

（学校又は旅行業者宛てのもので、貸切バスに係る一般貸切旅客自動車運送事業者の名称及び連絡先が明記されているもの）

（4）複数の学校が共同で貸切バスを利用する場合にあっては、当該学校の費用の負担額を明らかにする書類

別記第2号様式（第7条関係）

年 月 日

様

熊野白浜リゾート空港地域振興委員会

会 長

熊野白浜リゾート空港利用修学旅行等支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった熊野白浜リゾート空港利用修学旅行等支援事業補助金について、下記のとおり交付を決定します。

記

1 交付決定額 円

2 補助の条件

熊野白浜リゾート空港利用修学旅行等支援事業補助金交付要綱のとおり

3 その他

別記第3号様式（第9条関係）

年 月 日

熊野白浜リゾート空港地域振興委員会会長 様

（申請者）

所 在 地 千 ー

名 称

代表者職氏名

電 話 番 号

担 当 者

熊野白浜リゾート空港利用修学旅行等支援事業補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日付けリ港空第 号で交付決定のあった熊野白浜リゾート空港利用修学旅行等支援事業補助金について、下記のとおり補助事業の内容の変更（中止）があったため、同要綱第9条の規定により、申請します。

記

1 変更・中止の区分： ☐変更 ☐中止

2 変更の場合の変更内容

3 変更交付申請金額 円

4 理由

※変更する場合は、変更内容が確認できる資料を添付してください。

年 月 日

熊野白浜リゾート空港地域振興委員会会長 様

（申請者）所在地 〒
名称
代表者職氏名
電話番号
担当者

熊野白浜リゾート空港利用修学旅行等支援事業補助金実績報告書

年 月 日付けリ港空第 号で交付決定のあった標記補助金について、熊野白浜リゾート空港利用修学旅行等支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業の名称

熊野白浜リゾート空港利用修学旅行等支援事業

2 実績額

金 円

3 添付書類

- （1） 修学旅行等の実施状況を確認できるもの
（写真又は画像をプリントアウトしたもの等）
- （2） 貸切バス代に係る請求書又は領収書の写し
（学校又は旅行業者宛てのもので、貸切バスに係る一般貸切旅客自動車運送事業者の名称及び連絡先が明記されているもの）

別記第5号様式（第11条関係）

年 月 日

様

熊野白浜リゾート空港地域振興委員会
会長

熊野白浜リゾート空港利用修学旅行等支援事業補助金補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった熊野白浜リゾート空港利用修学旅行等支援事業補助金について、下記のとおり補助金額を確定します。

記

補助金確定額 金〇〇〇〇〇〇円

別記第6号様式（第12条関係）

年 月 日

熊野白浜リゾート空港地域振興委員会会長 様

所在地 〒 -
名称
代表者職氏名

発行責任者
担当者
電話番号

熊野白浜リゾート空港利用修学旅行等支援事業補助金請求書

標記補助金について、下記のとおり請求いたします。

記

1. 補助金請求額 金 円

2. 振込先

金融機関・支店名	銀行 支店
預金種目・口座番号	普通・当座
口座名義人 コウザメイギニン	カタカナ